

平成29年度芦屋市地域福祉計画推進評価委員会議事録

日 時	平成30年3月19日(月) 15:30 ~ 17:30
会 場	芦屋市消防庁舎3階多目的ホール
出 席 者	委員 長 平野 隆之 委 員 竹迫 留利子, 杉田 俱子, 脇 朋美, 園田 伊都子, 大永 順一, 山内 祥弘, 村岡 由美子, 柴沼 元, 橋野 浩美, 佐藤 アケミ, 寺本 慎児 欠 席 佐瀬 美恵子, 土田 陽三, 針山 大輔, 安宅 桂子, 荻野 勝己 事 務 局 福祉部地域福祉課 細井 洋海, 鳥越 雅也, 永田 佳嗣, 浅野 理恵子, 吉川 里香, 片岡 睦美 関 係 課 福祉部社会福祉課 小川 智瑞子
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍 聴 者 数	0人

1 開会

2 委員委嘱

3 委員及び事務局の紹介

4 会長、副会長の選出

委員長…平野委員

副委員長…土田委員

5 議題

(1) 第3次芦屋市地域福祉計画の推進状況(平成29年度)について

(2) 社会福祉法の改正にかかる地域福祉計画の策定と評価について

(3) その他

6 資料

事前資料

事前資料1 第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票(福祉部)

事前資料2 第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票(福祉部以外)

当日資料

次第

芦屋市地域福祉計画推進評価委員会設置要綱

芦屋市地域福祉計画推進評価委員会委員名簿

芦屋市地域福祉計画推進評価委員会委員以外名簿

当日資料1 社会福祉法新旧対照表

当日資料2 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の概要

当日資料3 芦屋市社会福祉審議会規則

当日資料4 芦屋市社会福祉審議会委員名簿
芦屋市地域福祉計画に関する評価について
芦屋なんでもフェスタ～何かに出会える休日～リーフレット
第3次芦屋市地域福祉計画【中学生向け概要版】
「我が事・丸ごと」の地域づくり リーフレット

7 審議経過

(平野委員長)

芦屋市には生活困窮者自立支援推進協議会の委員や地域力強化推進事業で大学の研究チームが関わっていることもあり、この度、地域福祉計画の評価に関して機会をいただきました。芦屋市は早くから地域福祉計画に取り組んでおり、既に11年を迎えるということですので、さらに発展するよう、取り組んで参りたいと思います。

(1) 第3次芦屋市地域福祉計画の推進状況(平成29年度)について

(平野委員長)

事前資料1と2をご用意ください。福祉部と福祉部以外で分かれておりますが、報告は、重点目標として挙げられている推進目標1, 3, 4, 5, 9について目標ごとに報告いただければと思います。

まずは、推進目標1と3についてお願いします。

(事務局 片岡)

第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票(福祉部)の推進目標1及び3について報告

(事務局 永田)

第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票(福祉部以外)の推進目標1及び3について報告

(平野委員長)

報告のあった活動には皆さんも住民の立場でご参加された方もおられると思いますが、補足やご意見、ご質問ありませんか。

(橋野委員)

最近、音声コードを様々なところで目にするようになり、とても良い活動だと思います。しかし、視覚障がいのある人の中にもご存知ない人もおられると聞いておりますので、視覚障がいのある人へ読み取り器具等の使用方法とともに啓発できればもっと良いのではないかと思います。

(竹迫委員)

市民参画課で行っている「市民提案型事業補助金」に「わがまちベンチプロジェクト」が関わることができたのは、以前関わっていた者としてうれしいです。「1町に1台」を目指して地域にとって自然な形で広がっていけば良いと思います。

(平野委員長)

「わがまちベンチプロジェクト」の他に「市民提案型事業補助金」を活用した地域活動はありましたか。

(事務局 細井)

自治会を活性化する取組の提案や防災関連の取組がありました。

(平野委員長)

市民活動センターは何か関わっていますか。

(橋野委員)

アドバイザーとして当法人の者が1人参加しましたが、個人として参加していただいたので、センターの業務としては特に関わっておりません。

(平野委員長)

福祉部4ページに記載されている「ひとり一役活動推進事業」について事業内容を詳しくお願いします。

(事務局 浅野)

「ひとり一役活動推進事業」は介護予防事業の一つとして位置づけられていますが、元々は第2次地域福祉計画の策定時に発足した、「ひとり一役運動」が事業化したものです。

事務局である社会福祉協議会にひとり一役ワーカーとして登録し、ボランティアをするとポイントが貯まるシステムとなっています。貯まったポイントは年度末に換金することができます。

活動は施設で行うボランティアと高齢者の在宅で行うボランティアがあります。

現在、ひとり一役ワーカーの登録は123人です。

(園田委員)

この事業は平成29年度から市の委託事業ということで社会福祉協議会が事務局を担っています。先日、意見交換会として、ひとり一役ワーカーやひとり一役ワーカーの活動を受け入れている事業所が集まり、ディスカッションや活動の困りごとを話し合う場を設けました。

事業開始当初は施設でのボランティアから始まりましたが、夏頃からゴミ出しや話し相手など居宅でのボランティアも開始することができました。

居宅でのボランティアをされている方は民生委員・児童委員や福祉推進委員など地域で活動を行っておられる方が多くいらっしゃいます。

(平野委員長)

地域福祉計画は数値目標を立てづらい分野だと言われていますが、ひとり一役ワーカーの目標数は立てておられますか。

(事務局 浅野)

1年で200名を目標に取り組んでおりましたが、まだ至っておりませんので、2年目も200名を目標に取り組んでいきます。

(平野委員長)

ひとり一役ワーカーの満足度はいかがでしょうか。換金されるお金はどれくらいになるのでしょうか。

(事務局 浅野)

年間の上限は5,000円です。

先日の意見交換会では、登録したもののなかなか踏み出しにくいとおっしゃる方もいらっしゃいましたので、登録いただいた方への啓発の必要性を感じています。

(平野委員長)

厚生労働省では認知症サポーターの担い手について数値目標を立てており、評価としては数値上達成していることになってはいますが、いくつかの自治体に問い合わせたところ、登録数は増えているが、活動している人が少ないことが最大の課題であるとおっしゃっていました。

活動者の数を増やすだけでなく、活動の回数を増やすところまで、踏み込んで評価を行わなければならないのではないかと考えています。

(寺本委員)

ひとり一役ワーカーの要件に20歳以上であることが含まれていますが、今後18歳が選挙権等を得ることができるようになれば、この年齢の要件も変更する予定はありますか。

(事務局 細井)

第3次地域福祉計画のアンケートの対象を18歳以上で行った結果、若者は紙媒体よりもICTを活用して情報を得ており、地域福祉の情報発信や仕掛けを行う際はターゲットとなる年代によって手法を変えていく必要があることがわかりました。

また、自由記述では若者と思われる字で率直な意見をいただくことができました。

現在18歳は、未成年の範囲であるため、施設や居宅での活動における責任を負える成人として責任の範疇が明らかになった際には対象の拡大を検討することができると考えております。

(平野委員長)

若者に地域福祉計画を浸透するための課題でもあると考えておりますので、ぜひご検討をお願いします。

(橋野委員)

市民活動センターにはボランティアの相談に来られる方が多く来られます。その際に「ひとり一役活動推進事業」をご紹介しておりますが、実際つながったのか確認をしておりませんでした。今後は社会福祉協議会とも連携し、ボランティア活動の推進に取り組みたいと思っております。

また、昨年の「777プロジェクト」では学生ボランティアに多く参加いただきました。学生の多くはTwitterやFacebook等のSNSで情報を得ていたと記憶しています。

(山内委員)

私は芦屋市商工会として出席させていただいておりますが、個人で地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動も行っております。その中で、地域福祉計画中学生向け概要版の作成のため、精道中学校の生徒と話し合いを行っていく過程を見て、地域福祉の広がりを感じました。

(平野委員長)

続いて、推進目標4、5の報告をお願いします。

(事務局 片岡)

第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）の推進目標4及び5について報告

(事務局 永田)

第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部以外）の推進目標4及び5について報告

(平野委員長)

生活困窮者に対して滞納の課題のある方への支援について報告がありました。芦屋市では生活困窮者への支援を地域で困りごとを抱えている人と捉え、地域福祉計画の枠の中で他部署と連携し、支援に取り組んでおられます。地域福祉を広く捉えることで、地域の方と協働しながら支援に取り組もうとしていることに対して、市民目線ではどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

(佐藤委員)

私は生活を送るなかで誰が生活困窮者で支援が必要としているのかわからないため、

生活困窮者であってもなくても、地域に住んでいる一人として接しています。

長く住まれている方であれば、その方の環境の変化にも気づくことができますが、最近引っ越してきた方やなかなか会わない方の様子はよくわかりません。

(杉田委員)

私は教会に通っているのですが、以前みんなでお昼ご飯を作る機会があったときに牧師が「困っていらっしゃる方がいたので持っていきます」とお弁当を届けたことがありました。その日の食べるものに困っている人がいた時は市役所のどこにお伝えすれば良いのかわかりません。

もしかしたらその方は誰にも知られたくないと考えていらっしゃるかもしれないとも思うとなかなか動けません。

(平野委員長)

地域福祉はある種のおせっかいと言われ、どこまで行うべきか研究上の一つの課題となっています。

活動の方向性としてはここで評価する一つの要因でもあるため、お伺いをしました。

困っていらっしゃる方がいたらどこに伝えれば良いのかは事務局からお願いします。

(事務局 細井)

お伝えいただく部署は地域福祉課でも生活援護課でも構いません。必要に応じて、現場にも伺い、ご本人の意向を確認しながら関係各課と連携しながら、適切な対応を検討したいと思います。

(平野委員長)

推進目標5は「多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する」とされていますので、一つの受け皿として、地域福祉課があっても良いのではないかと思います。

(柴沼委員)

私の父が以前民生委員・児童委員を担っておりました。当時の活動としては季節によって餅等を配っていたことを覚えています。

現在の民生委員・児童委員の活動はわかりませんが、お金を借りにきた人がいると聞くことがあります。何かできないかと考えますが、どうすれば良いのかわからないといった現状です。

(平野委員長)

地域社会から孤立されている人にどう手を差し伸べるかということは難しいテーマだと思います。

本日の報告は、保険料や税の担当部署と連携し、滞納のある方の生活再建に取り組んだ内容でした。地域福祉計画は「わがまちベンチプロジェクト」というまちづくりの側面を持った取組から生活困窮者たちへの支援まで非常に幅広いものとなっております。皆さんの多様な視点から評価を実施できればと思います。

(橋野委員)

福祉部集約版5ページの地域福祉課の欄に「地域の会議体において、各地域での課題について話し合い、解決に向けた取組を共有している。」と記載があります。この取組について詳しく教えていただけますか。

(事務局 永田)

地域発信型ネットワークの小地域福祉ブロック会議について記載させていただきました。小地域福祉ブロック会議は小学校区単位で民生委員・児童委員や福祉推進委員、自治会等地域で活動されている方に集まっていたいただき、協議をする会議体です。

今年度は、地域にどのような社会資源があるのか把握・共有するため、地域白書の作成に取り組みました。

来年度は地域活動をされている方により積極的に声かけし、地域活動の活性化に向けて取り組んでいきたいと思っています。

(平野委員長)

ありがとうございました。

推進目標9の報告をお願いします。

(事務局 片岡)

第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）の推進目標9について報告

(事務局 永田)

第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部以外）の推進目標9について報告

(平野委員長)

ありがとうございました。

寺本委員から計画の進め方や評価について、聞きたい項目はありますか。

(寺本委員)

生活困窮者自立支援制度について申し上げますと、この制度の担当を地域福祉課が担っている自治体は全国的に見ても少ない状況です。

生活困窮者というと経済的な困窮状態の人と一般的に認識されていますが、地域とつながりのない社会的孤立の人も含まれます。この社会的孤立の人への支援が地域福祉のテーマではないかと思います。

佐藤委員の話にもありましたが、地域に困っている人はいるという情報やどう考えておられるのか聞く機会がありませんので、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

地域発信型ネットワーク会議は、なかなか課題が解決に向かうことができず、実践が伴わないという課題があります。大学の研究チームに評価を依頼しておりますが、今後は、地域福祉計画の推進の中で行政と市民の皆さんと一緒に課題の解決に取り組めるよう、発展させていきたいと思っています。

(平野委員長)

介護保険の事業計画では行政や事業所の行った内容や数値に対しての評価が主なものとなっており、わかりやすいのですが、地域福祉計画は課題解決のため、市民の方が何を担ったのかということも評価の対象となり、非常に評価が難しい計画です。

評価の方法について、皆さんからご意見があればいただきたいと思います。

(柴沼委員)

第3次地域福祉計画中学生向け概要版には中学生向けと記載されていますが、高校生に渡してもよいのでしょうか。私の住んでいる宮川町は芦屋高校が近くにあり、様々な面で協力をしています。学校の鍵を自治会で預かり、自治会活動で利用させていただいたり、ボランティアで学生が活動を手伝ってくれたりします。

高校は県立ですので、中学校と同じようには難しいかもしれませんが、何か取り組むことができればと思います。

(平野委員長)

中学生向け概要版は表現が簡単になっていますが、実施プランを記入する欄が設けられており、行動に移すという点では、高校生に配布した方がよいかもしれません。

「ひとり一役活動推進事業」は活動場所が高齢者施設や居宅ということもあり、難しいこともあるかと思いますが、活動の範囲が広がれば高校生の活動が可能ではないかと思っています。地域福祉の推進に若者や子どもが参加してくれるような工夫が必要であると

課題をいただいたと受け取っております。

本日いただいた意見をそれぞれの計画や次年度の取組に生かすことができるようにしていただきたいと思います。

(大永委員)

小地域福祉ブロック会議の地区の分かれ方は、自治会連合会のブロックと異なっていることが自治会として動きづらい一因となっているように感じます。普段の活動から民生委員・児童委員や福祉推進委員と取り組んでいる地域もありますが、地域によっては全く異なる動きをしている地域もあります。自治会活動を行っている中で福祉的な視点を持つ必要性は感じておりますが、これまで福祉的な視点を持つことが少なかったため、非常に意識して考えないと地域発信型ネットワーク会議の目的とする内容に至らないという現実があります。

芦屋市自治会連合会では周知に力を入れて取り組んでいます。傾向として、若い人の参加が少ない自治会はまちづくりの中で浮いている印象があり、非常に重要な課題だと考えています。

(平野委員長)

自治会連合会の課題は所管課でも協議されている内容だと伺っています。地域福祉に関することと自治振興に関することは接点があるはずなのに、うまくつながっていないという状態なのかと思います。

権利擁護支援については何かご意見ありませんか。

(脇委員)

以前、物が片付けられないいわゆるゴミ屋敷と言われる状態の家に住んでいる認知症の一人暮らしの方で、お金がなく清掃業者に依頼することができないというケースがありました。その際に佐藤委員や地域の方にお手伝いいただき、家を片付けることができたということがあります。当時はひとり一役活動推進事業も始まっていない状態でしたが、ニーズと担い手をうまくマッチングすることができた一件だと認識しています。

例えば、食べるものがなくなり、フードバンクを利用することができない人にフードドライブを利用してもらうなど、良い人材と良いシステムをうまくつなぐことが良いまちにつながるのではないかと感じました。

(平野委員長)

権利擁護支援で関わっておられる後見人や市民後見人も貴重な担い手であると思います。今回のような件に関わっていただいた方は目に見える大きな経験として双方にとって良いマッチングだったと思います。

担い手として関わった佐藤委員は何かありますか。

(佐藤委員)

地方に住んでいる私の子どもはきっとその地域の人の手を借りて生活をしていると思うので、私が子どもに関われない分、住んでいる地域に関わっていこうと思いがあり、お手伝いをしました。自分から掃除をしに行こうとは思いますが、手伝ってほしいと言われたらできる限り関わっていこうと思います。

(平野委員長)

村岡委員は民生委員・児童委員の立場で全体を通してどうお考えでしょうか。

(村岡委員)

個人情報課題があり、活動が前に進まないことも多々あります。支援を必要としている方に相談窓口をお知らせしても相談をしない方や関係機関の方と支援に入ってきた状態にしても数日で戻ってしまう方もおられます。

守秘義務がありますので、全てを皆さんと一緒にということはできませんが、機会を見つけて皆さんと協力しながら取り組むことができたと思います。

(平野委員長)

他市では民生委員・児童委員や福祉推進委員、ボランティアや専門職でチームを作り、社会的孤立の人にアプローチをしているところもあります。ひとり一役活動推進事業として、ひとりが一役を担うとともに、一役が集まるチームプレーも視野に入れて推進していくことができたと思います。

(2) 社会福祉法の改正にかかる地域福祉計画の策定と評価について

(事務局 細井)

今後の地域福祉計画推進評価委員会について説明

(平野委員長)

今までは、一年ごとに評価を行う仕組みでしたが、社会福祉法の改正により、地域福祉計画の位置づけが高くなったこともあり、評価の場を社会福祉審議会の部会で行うことができるよう手続きを進めているという報告でした。

現在関わってくださっている方の多くは部会でまた評価に携わっていただきたいと思っています。

私の方から地域福祉計画の評価がどのようなシステムなのかお伝えしたいと思います。「芦屋市地域福祉計画に関する評価について」と書かれた資料をご用意ください。地域福祉計画は「ALL ASHIYA」とあいことばで書かれているとおり、行政も市民の方も団体の活動も評価の対象となります。

本日の会議では、行政の自己評価のみでしたが、これまで行ってきたように皆さんの団体の自己評価についても来年度はご報告をお願いいたします。

4 ページに他市と比較した芦屋市の強みを記載しております。

まず、地域福祉を推進する部署が地域福祉課という形であり、所掌事務に生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備が含まれている点です。その結果、地域福祉を推進する議論に生活困窮者の課題や介護予防を地域全体で取り組む内容について協議が可能で

す。また、芦屋市では行政改革や職員の育成を目的とした芦屋GrowUPチャレンジのなかで、地域に出ていく職員の育成を組織全体で取り組んでいます。計画の評価というと取組内容や達成度が重要視されますが、創生総合戦略で地域福祉の推進が謳われている点からも、今後は市民の目線で地域福祉やまちづくりを担う行政職員の育成も非常に重要と感じているため、記載しました。

成年後見制度利用促進法の施行により、権利擁護支援の推進が行政に求められていますが、芦屋市はいち早く地域福祉計画の中に権利擁護の視点を記載した経緯があります。

最後に、芦屋市独自のシステムを三つ挙げております。一つ目は地域発信型ネットワーク、二つ目は保健師で構成されたトータルサポート、そして地域福祉アクションプログラム推進協議会です。これらの仕組みから計画一つ一つの項目を市が取り組もうとしている体制が伺えます。

これらの仕組みを皆さんからの評価をいただくことでより伸ばすことのできる機会にできればと思います。

事務局から連絡事項をお願いします。

(3) その他

(事務局 細井)

本日説明ができていない資料について説明を行います。

「我が事・丸ごとの地域づくり」のリーフレットは社会福祉法の改正に伴い、地域を上げた包括的な支援体制整備として取り組んだ、地域発信型ネットワークの地域白書の作成の取組や市と様々な主体が連携した協議の場「こえる場！」について記載しております。

「芦屋なんでもフェスタ」は「こえる場！」から発案されたイベントで、様々な企業や団体が集まってそれぞれのコンテンツを生かした企画を予定しておりましたが、当日の降水確率が80～90%であることから、先ほど中止の判断を行いました。

今度も、新しい施策に柔軟に取り組んで参りますので、併せて評価をしていただけたらと思っております。

(平野委員長)

それでは、今後は社会福祉審議会の部会の中で評価に取り組みたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

閉会